

埼玉純真短期大学 履修規程

(授業時限)

第1条 授業時間は90分とする。

2 年間を通じ、1日の授業時限は以下のとおりとする。

第1時限 9:20～10:50

第2時限 11:00～12:30

第3時限 13:20～14:50

第4時限 15:00～16:30

第5時限 16:40～18:10

(単位の算定)

第2条 授業時限(90分)をもって2時間の学修を行ったものとみなし、学則第24条に定める講義、演習、実験、実習、実技の授業の単位計算方法に基づき授業科目の単位を算定する。

(卒業要件)

第3条 本学を卒業するためには、学則第35条の定める要件を充足しなければならない。

(資格及び免許状の取得)

第4条 資格及び免許状を取得するためには、こども学科規則第10条において資格及び免許状の種類ごとに定める要件を充足しなければならない。

(資格及び免許状の取得に係る学科の性格)

第5条 こども学科は保育者養成並びに教員養成を主たる目的とする学科である。

(履修に際し学科長の許可を要する授業科目)

第6条 保育実習又は教育実習を履修しようとする者及び介護等体験を行おうとする者は学科長の許可を必要とする。学科長は本人の能力、適正その他を考慮して許可を与える。

(授業科目の概要の公示)

第7条 当該年度に開講される授業科目の概要は、年度始めに発行される『講義内容』によって学生に示される。

(履修登録)

第8条 授業科目を履修しようとする者は、決められた履修登録期間に履修登録をしなければならない。

2 履修登録についての細則は、履修規程細則において定める。

(他学科の授業科目の履修)

第9条 本学の学生は他学科の授業科目を履修することができる。

- 2 他学科の授業科目の履修は、履修登録の際にクラス担任教員に相談してその指導を受け、当該科目の授業に支障がなく、授業担当教員が受講を認める場合にのみ受講することができる。
- 3 他学科の授業科目の単位は、原則として卒業単位、資格及び免許状取得単位とはならない。ただし、当該学生が所属する学科に設置されている授業科目と同一の他学科設置されている授業科目を本学の指導で履修する場合には、卒業単位、資格又は免許状取得単位とみなすことができる。

(司書課程科目の既修得単位としての勤務経験等の認定)

第10条 平成8年8月28日文部省告示第149号「図書館法施行規則第4条3項及び第5条第2項の規程に基づき、司書及び司書補の講習において履修すべき科目の単位の取得に相当する勤務経験及び資格等」に基づき、入学時に同告示が指定する勤務経験及び資格等を有する者は、学則に定める科目に限りその指定する科目及び単位を取得したのものとして認定することができる。

(集中講義)

第11条 授業は学則第25条に定める学期において実施するものの他、特定の授業期間を設けて集中講義として行うことがある。

(補 講)

第12条 休講により授業を取り止めた場合には、原則として補講を実施する。また、その他の事情により補講を実施する場合がある。

- 2 補講は、原則として各年度の学期ごとに定められる補講実施計画・時間割に基づいて実施される。

(定期試験)

第13条 毎学期末に試験期間を設けて定期試験を行う。試験に合格した者には当該授業科目の単位が与えられる。

- 2 試験の種類は、筆記試験、レポート試験、実技試験、その他の試験とする。
- 3 定期試験は、各年度の学期ごとに定められる定期試験実施計画及び定期試験時間割に基づいて実施される。
- 4 定期試験についての細則は、履修規程細則において定める。

(定期試験の受験資格)

第14条 次の事項の一に該当する者は、原則として定期試験の受験資格を認めない。

- ① 履修登録をしていない者。
- ② 授業料等及びその他の諸納入金の未納の者。
- ③ 出席回数が当該授業科目の授業時数の3分の2に満たない者は、原則として受験資格を認めない。ただし、無届欠席のある者は出席回数が当該授業科目の授業時数の3分の2以上の者であっても受験資格を認めない場合がある。

- ④ 授業参加態度に重大な問題があるなどの理由により、授業担当教員が定期試験を受験する資格がないと認めた者。

(臨時試験)

第15条 担当教員が必要と認めた場合は、随時に臨時試験を行うことがある。

(追試験)

第16条 定期試験に病気等やむを得ない理由で欠席した者に対しては、原則として追試験を行う。

- 2 追試験を受験する者は、所定の受験料を納入しなければならない。
- 3 追試験についての細則は、履修規程細則において定める。追試験料免除者は、その納入を免除される。

(再試験)

第17条 定期試験に不合格となった者に対しては、原則として再試験を行う。ただし、定期試験の得点が0点から29点の者には、原則として再試験の受験資格は与えられない。

- 2 再試験を受験する者は、決められた期間内に所定の受験料を納入しなければならない。
- 3 再試験についての細則は、履修規程細則において定める。

(試験に代わる成績評価)

第18条 実験、実習、実技等の授業科目においては、レポートその他で試験に代えることがある。

- 2 やむを得ない事情により試験を行うことができない授業科目においては、レポートその他で試験に代えることがある。

(試験における留意事項)

第19条 受験の際には必ず学生証を携帯し、試験中は常に机上に呈示しておかなければならない。

- 2 試験開始時刻より30分以上遅刻した者は、試験場に入ることができない。
- 3 試験に際し不正行為を行った場合は、その授業科目の点数は0点とし、その学期に再試験を受験することができない。また、停学等の懲戒処分を受けることがある。

(成績評価の方法)

第20条 授業科目の成績評価は、定期試験の成績の他、臨時試験の成績、授業で課されるレポートその他の提出物、授業への出席の状況、授業に対する態度、その他担当教員が必要と認める学修作業の結果等を総合して行うことができる。

(成績)

第21条 成績は100点を満点とし、60点以上を合格、それ未満を不合格とする。

- 2 成績の評価は以下の5段階とする。

100点～90点	S
89点～80点	A
79点～70点	B
69点～60点	C
59点～ 0点	F

3 GPAによる学業成績の評価は、以下の方式により行う。

① 成績評価のグレードポイントは、授業科目の単位1単位につき以下のとおりとする。

S = 4点 A = 3点 B = 2点 C = 1点 F = 0点

② GPAの計算式は以下の通りとする。

$$GPA = \frac{\text{「S」の修得単位数} \times 4 + \text{「A」の修得単位数} \times 3 + \text{「B」の修得単位数} \times 2 + \text{「C」の修得単位数} \times 1 + \text{「F」の修得単位数} \times 0}{\text{総履修科目の単位数 (「F」となった科目の単位数を含む)}}$$

* 途中で履修放棄した科目の単位数は含まない。

** 「F」となった科目を再履修して単位を修得した場合、分母には同一科目の単位数を重複して加算することをしない。

(履修に係る細則その他)

第22条 本規程施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。昭和58年4月1日施行の履修規程は廃止する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。